本号で公布された法令のあらまし

◇令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第四号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　共同利用小型漁船の建造費の補助

㈤　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

㈥　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

㈦　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

㈧　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

㈨　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

㈩　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(二)　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第五号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による災害を特定非常災害として指定することとした。（第一条関係）

2　当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。（第二条関係）

㈠　行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

(二)　期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

(三)　債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

(四)　相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

(五)　民事調停法による調整の申立ての手数料の特例に関する措置

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（政令第六号）（法務省）

1　令和六年能登半島地震による災害を総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する非常災害として指定することとした。（第一条関係）

2　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とすることとした。（第二条第一項関係）

3　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和六年一二月三一日までとすることとした。（第二条第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四号

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和六年能登半島地震による災害	法第三条から第六条まで、第十一条、第十二条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十四条及び第二十五条に規定する措置

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第二条　前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、令和六年七月三十一日とする。

（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第三条　第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令第二十五条中「第一条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第一条第一項各号」とする。

（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第四条　第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、令和六年十二月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫